

八街市協働のまちづくり条例(抜粋)

第19条 市長は、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市民等で組織する八街市協働のまちづくり推進委員会を設置します。